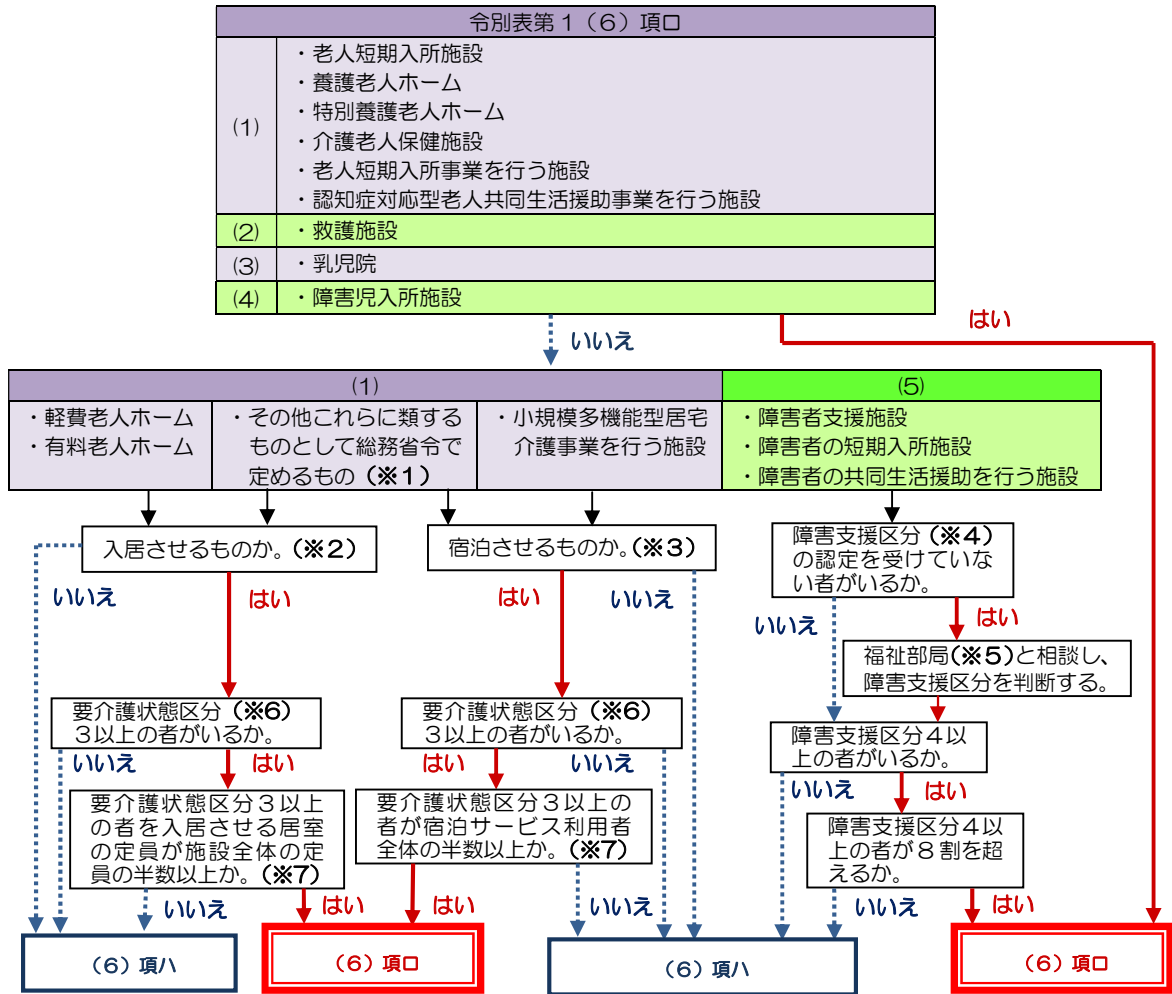


● 防火対象物の用途区分の見直し【平成27年4月1日施行】

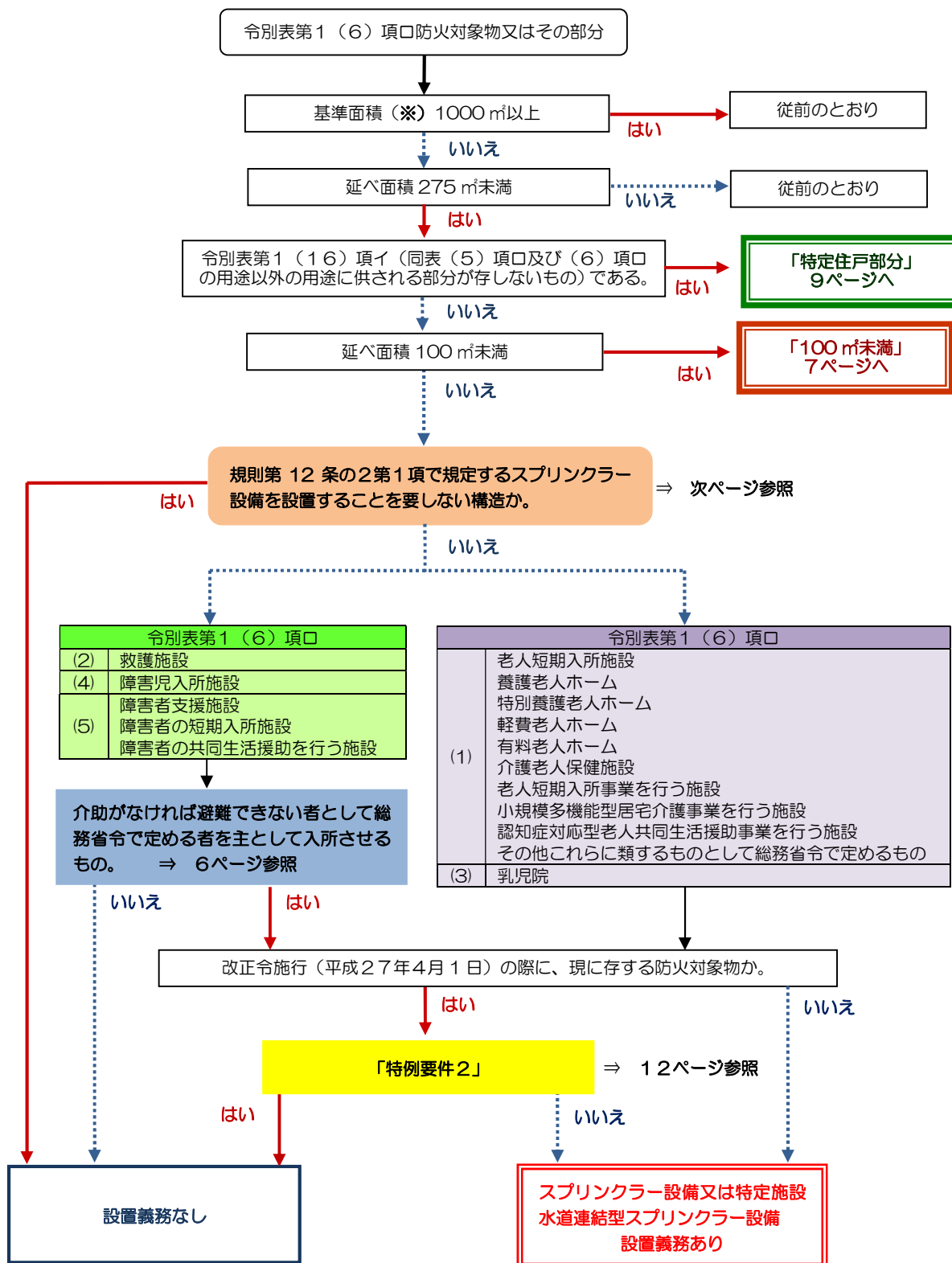
「平成25年12月27日改正法令等の概要」にもありましたスプリンクラー設備の設置基準の見直しに関連して、消防法施行令（以下「令」）別表第1（6）項に規定する施設が明確化されました。



- ※1 業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設です。（令別表第1（6）項イに掲げるものを除く。）「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものも含まれます。
- ※2 入居とは、居住し生活していることです。
- ※3 宿泊とは、自宅等の居住場所以外で泊まることをいうもので、緊急時に宿泊者を受け入れる事業（宿泊期間を問わず。）を前提としているものは宿泊サービスとみなします。なお、通常は宿泊者を受け入れていませんが、人道上やむを得ず緊急避難的に宿泊させる場合については、それに該当しません。
- ※4 障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に定める障害者支援区分をいいます。
- ※5 新潟市福祉部障がい福祉課に相談して下さい。
- ※6 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護状態区分をいいます。
- ※7 令別表第1（6）項口となる蓋然性が高い防火対象物ですが、入居者等の要介護・障害者支援区分により入居等の制限をすることにより（6）項ハとする防火対象物については、「消防法施行令の一部改正に係る用途判定等の運用について（平成26年12月24日付け新消査第110号、新消設第142号）」の別紙「社会福祉施設等事業概要確認書」を所轄の消防署等に提出して下さい。そのうえで消防署等が判断します。なお、入居者等が短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、前述の通知の5 用途判定等における留意事項（3）により判定します。
- ※8 施設又は事業の名称から一律に（6）項口又はハとすることなく、市福祉部局（新潟市福祉部高齢者支援課又は福祉部障がい福祉課）になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行います。
- ※9 利用実態の変化により令別表第1（6）項ハから（6）項口となる場合、新たに消防用設備等の設置が必要となるため、あらかじめ必要となる消防用設備等の設置を検討して下さい。

● スプリンクラー設備の設置基準の見直し【平成27年4月1日施行】

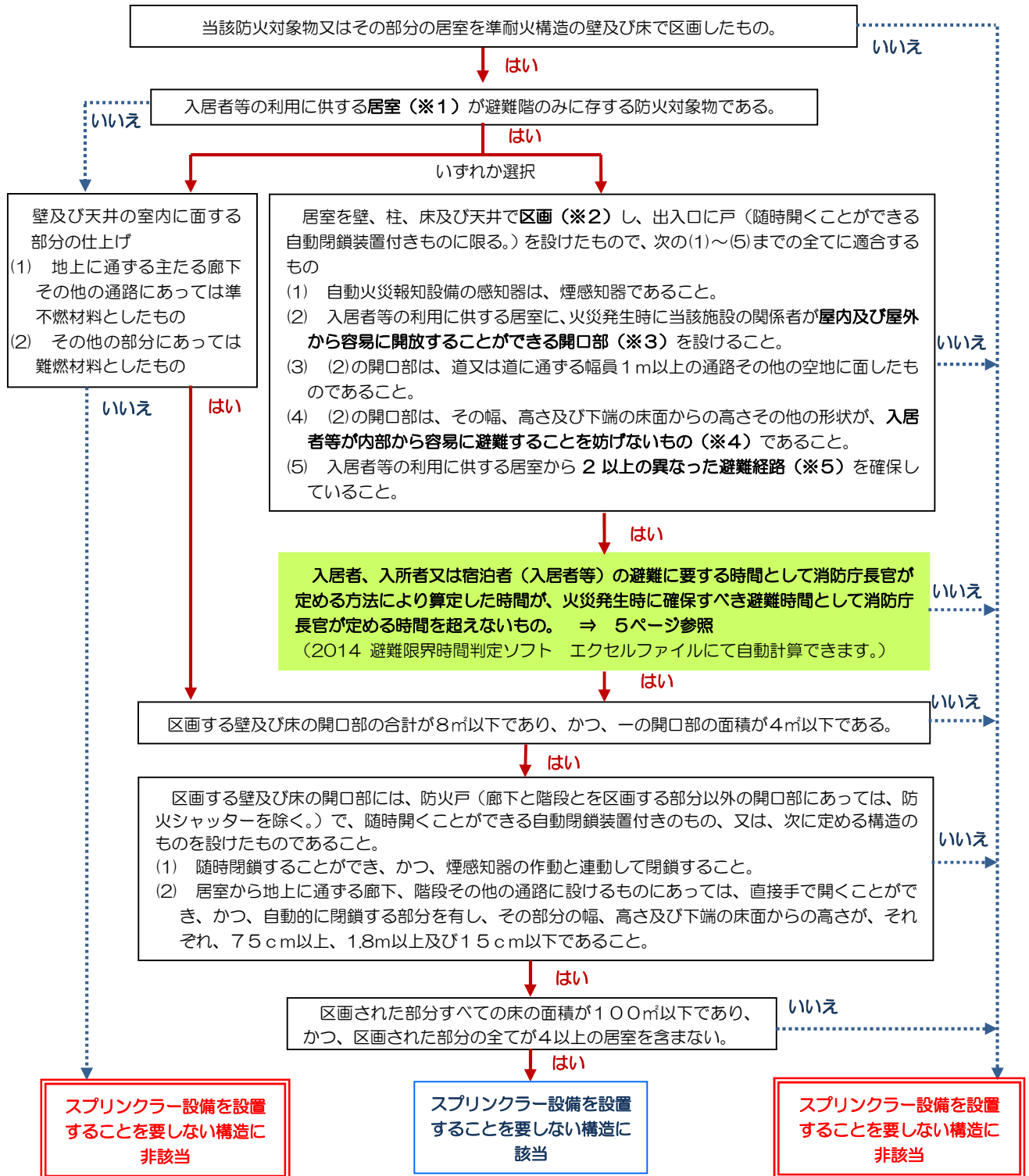
令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分については、従前、延べ面積275㎡以上から設置義務がありました。この改正により、延べ面積によらずスプリンクラー設備の設置が必要となりました。併せて、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造（改正消防法施行規則（以下、「規則」）12条の2関係）が改正されました。



※ 防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の床面積の合計をいいます。

規則第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項で規定するスプリンクラー設備を  
設置することを要しない構造の判定  
(延べ面積 275 m<sup>2</sup>未満)

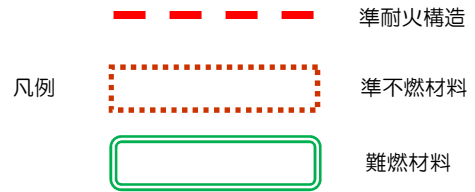
次ページ 構造イメージ参照



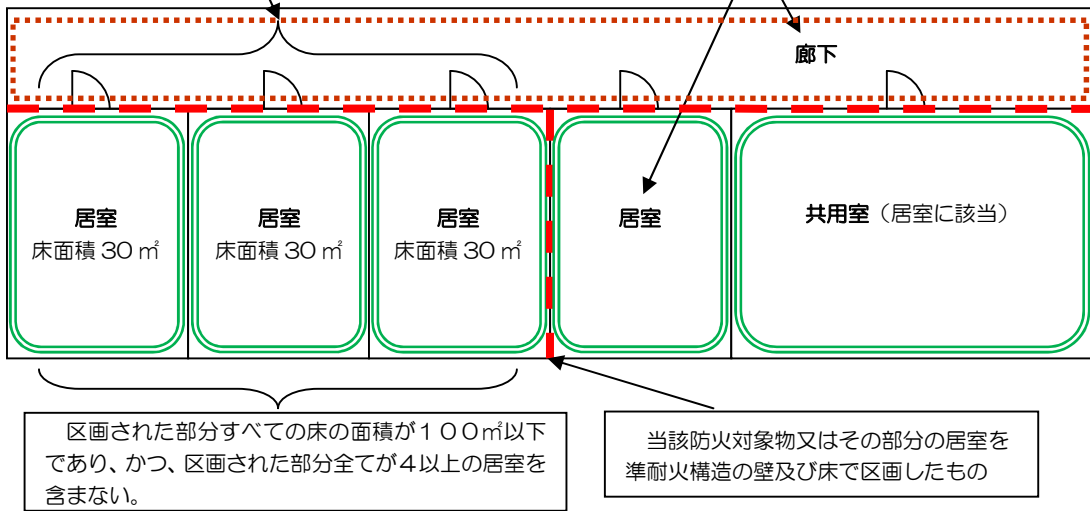
- ※1 居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などは除きます。
- ※2 壁及び天井等により構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものは、これにあたりません。
- ※3 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠できるものです。
- ※4 「掃き出し窓」を想定しているものですが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいいます。
- ※5 当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と施行規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号口により設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいいます。

規則第12条の2第1項及び第2項で規定する  
スプリンクラー設備を設置することを要しない構造イメージ

- 1 区画する壁及び床の開口部の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下である。
- 2 区画する壁及び床の開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
  - (1) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
  - (2) 居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

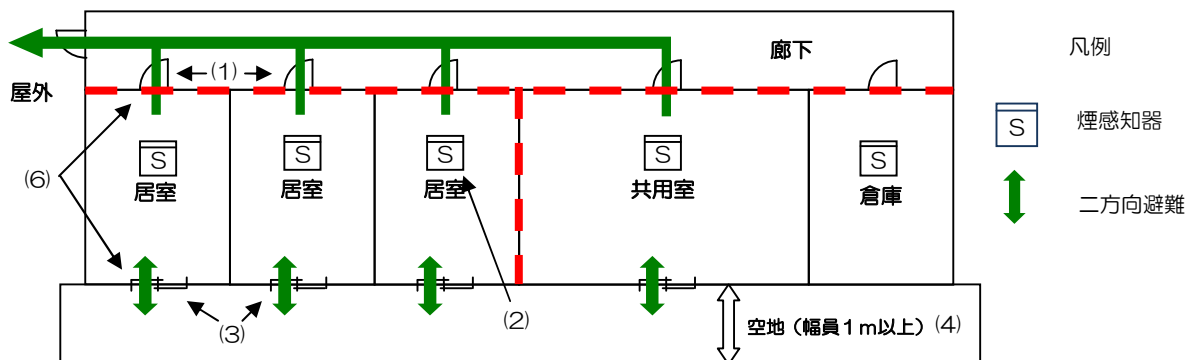


- ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
- (1) 地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料
  - (2) その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。



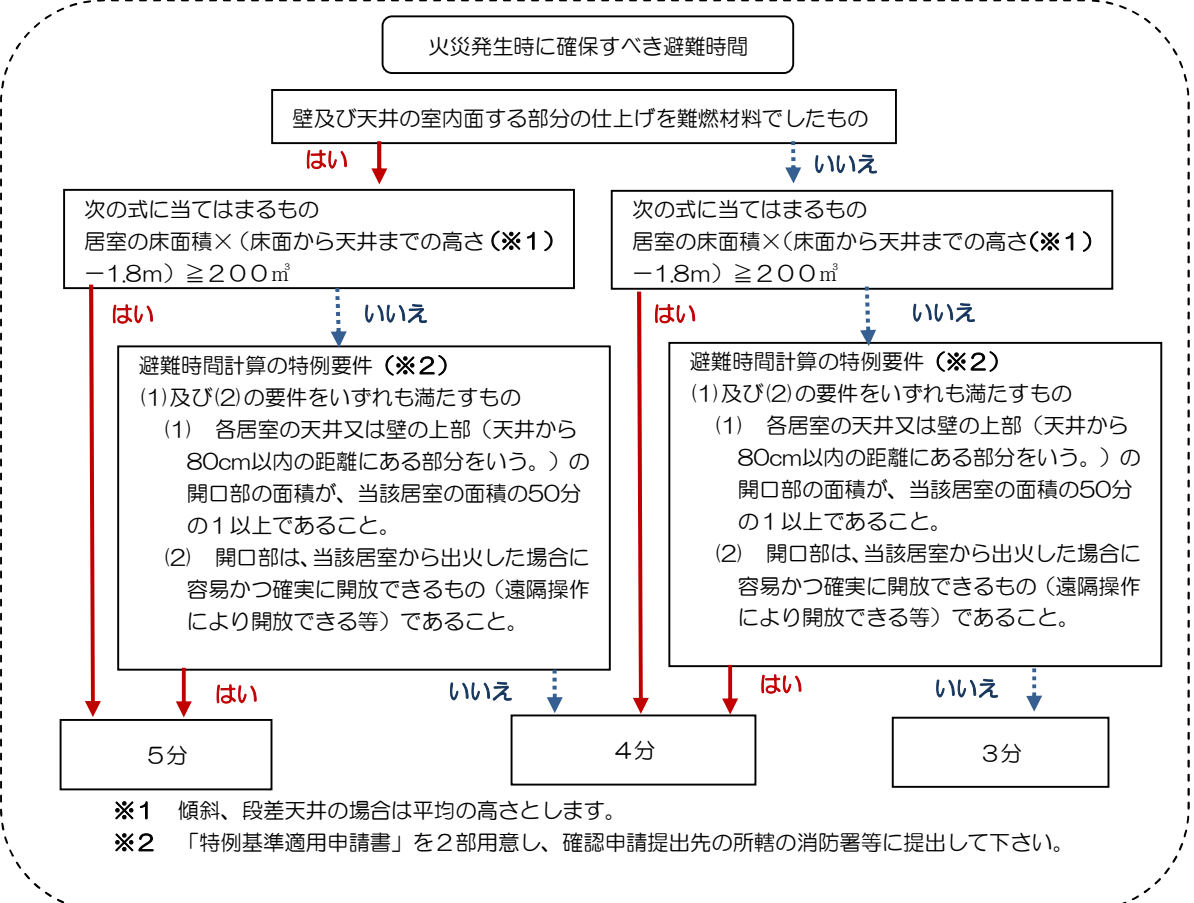
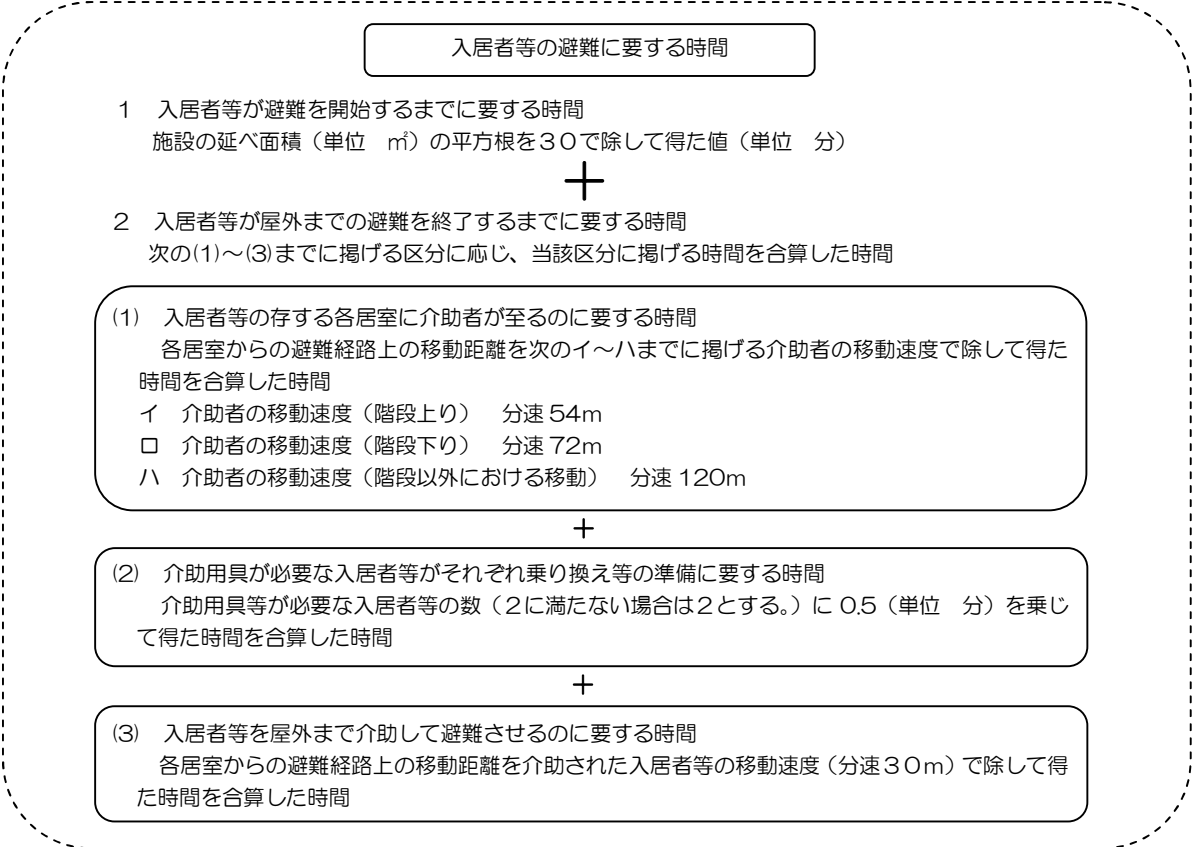
内装制限をしない場合 (規則第12条の2第1項第1号ただし書)

- 入居者等の利用に供する居室が避難階のみであつて、下記(1)~(7)の全てに該当するもの。
- (1) 居室を壁、柱、床及び天井で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きものに限る。）を設ける。
  - (2) 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器である。
  - (3) 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設ける。
  - (4) (3)の開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものである。
  - (5) (3)の開口部は、入居者等が内部から容易に避難することができる。
  - (6) 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保している。
  - (7) 入居者、入所者又は宿泊者（入居者等）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えない。 ⇒ 次ページ参照



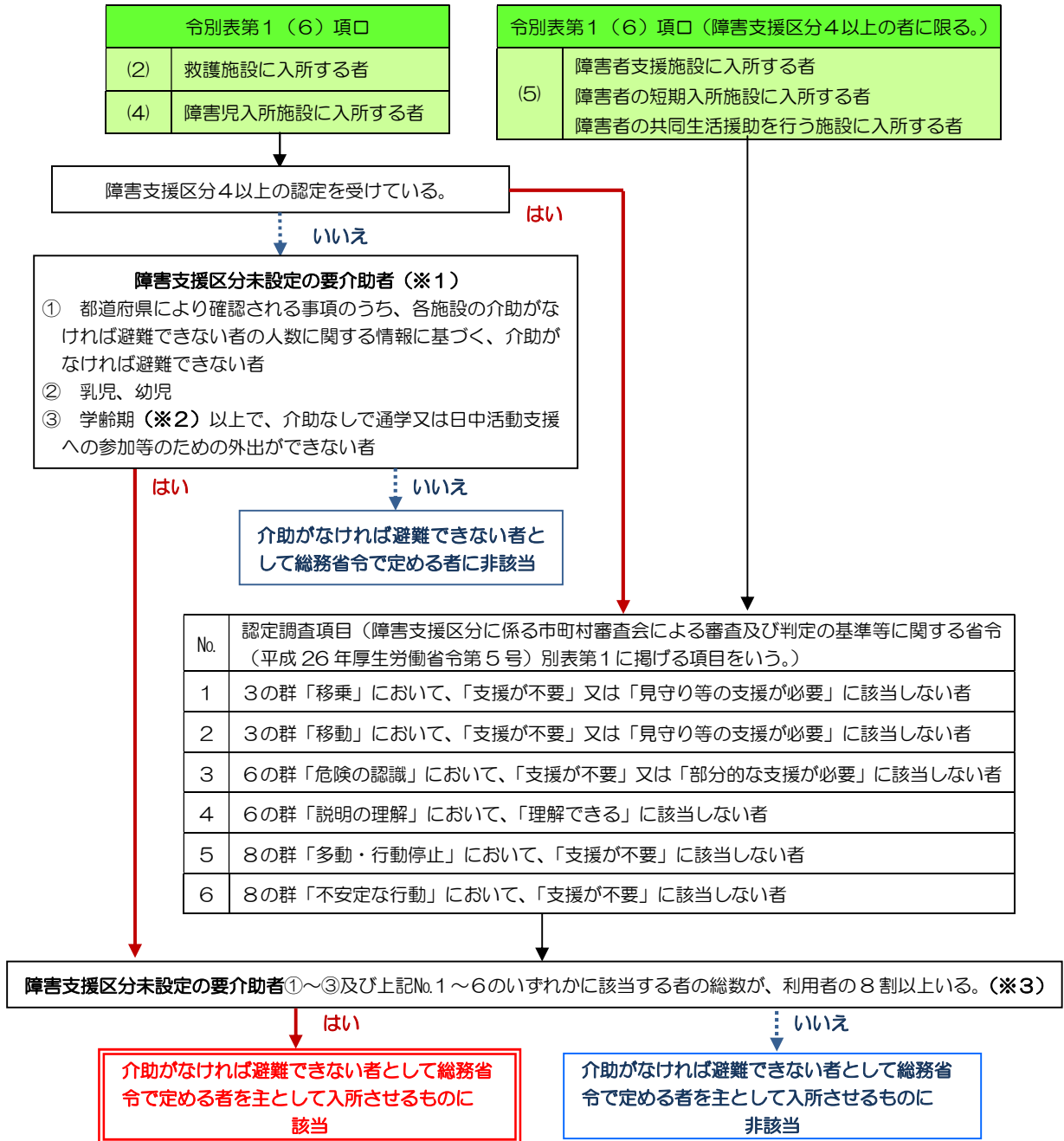
入居者等（入居者、入所者又は宿泊者）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの（2014 避難限界時間判定ソフト エクセルファイルにて自動計算できる。）

入居者等の避難に要する時間
 $\leq$ 
火災発生時に確保すべき避難時間





介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの  
(規則第12条の3)



※1 すべての入所者に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割未満であるという基準に沿って、スプリンクラー設備の設置を要しないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものです。

※2 学齢期とは学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢のことで、満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間(満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)が該当します。

※3 「介助がなければ避難ができない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」になる蓋然性が高い防火対象物であって、かつ、入居者等の管理によって「介助がなければ避難ができない者として総務省令で定める者を「主として」入所させるもの」にしない場合は、1ページ※7通知の別紙「社会福祉施設等事業概要確認書」を管轄する消防署に提出(2部受け付け、1部を返却します。)して下さい。

「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」の確認については、必要に応じて市町村へ開示請求等したものを基に判断して下さい。

100㎡未満  
(規則第12条の2第1項及び第2項)

規則第12条の2第1項で規定するスプリンクラー設備を設置することを要しない構造か。 ⇒ 3ページ参照

はい

いいえ

入居者等の利用に供する居室(※1)が避難階のみに存するか。

いいえ

はい

はい

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ  
(1) 地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料。  
(2) その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

次ページ イメージ図参照

いいえ

居室を壁、柱、床及び天井で区画(※2)し、出入口に戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きものに限る。)を設けたもので、次の(1)~(5)までの全てに適合するもの。

- (1) 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。
- (2) 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部(※3)を設けること。
- (3) (2)の開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。
- (4) (2)の開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げないもの(※4)であること。
- (5) 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路(※5)を確保していること。

はい

いいえ

はい

入居者、入所者又は宿泊者(入居者等)の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。  
⇒ 5ページ参照(2014 避難限界時間判定ソフト エクセルファイルにて自動計算できます)

いいえ

令別表第1(6)項口	
(2)	救護施設
(4)	障害児入所施設 障害者支援施設
(5)	障害者の短期入所施設 障害者の共同生活援助を行う施設

令別表第1(6)項口	
(1)	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	乳児院

介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの。 ⇒ 6ページ参照

いいえ

はい

改正施行令施行(平成27年4月1日)の際に、現に存する防火対象物か。

いいえ

「特例要件1」

⇒ 11ページ参照

はい

いいえ

「特例要件2」

⇒ 12ページ参照

はい

いいえ

設置義務なし

スプリンクラー設備又は特定施設  
水道連結型スプリンクラー設備  
設置義務あり

- ※1 居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除きます。
- ※2 壁及び天井等により構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものはこれにあたらぬものとします。
- ※3 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定しています。
- ※4 「掃き出し窓」を想定していますが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいいます。
- ※5 当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と規則第12条の2第2項第2号口により設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいいます。

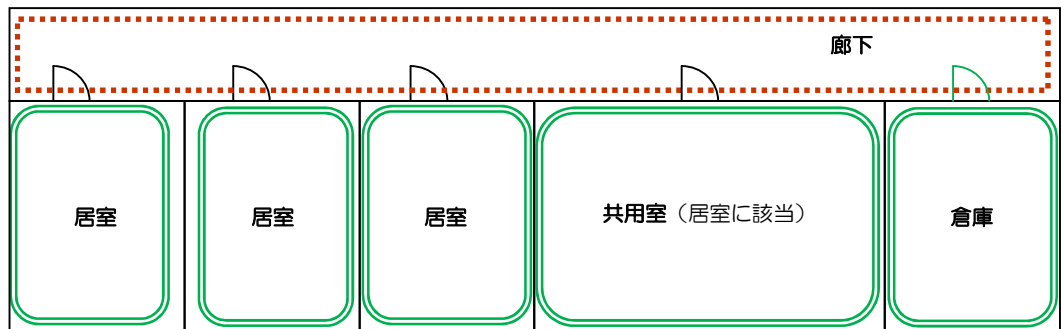
規則第 12 条の 2 第 2 項に規定するスプリンクラー設備を  
設置することを要しない構造イメージ  
(延べ面積 100 m<sup>2</sup>未満)

入居者等の利用に供する居室が避難階のみ  
(防火区画や居室の数の制限なし。)

内装制限をする場合 (規則第 12 条の 2 第 2 項第 1 号)

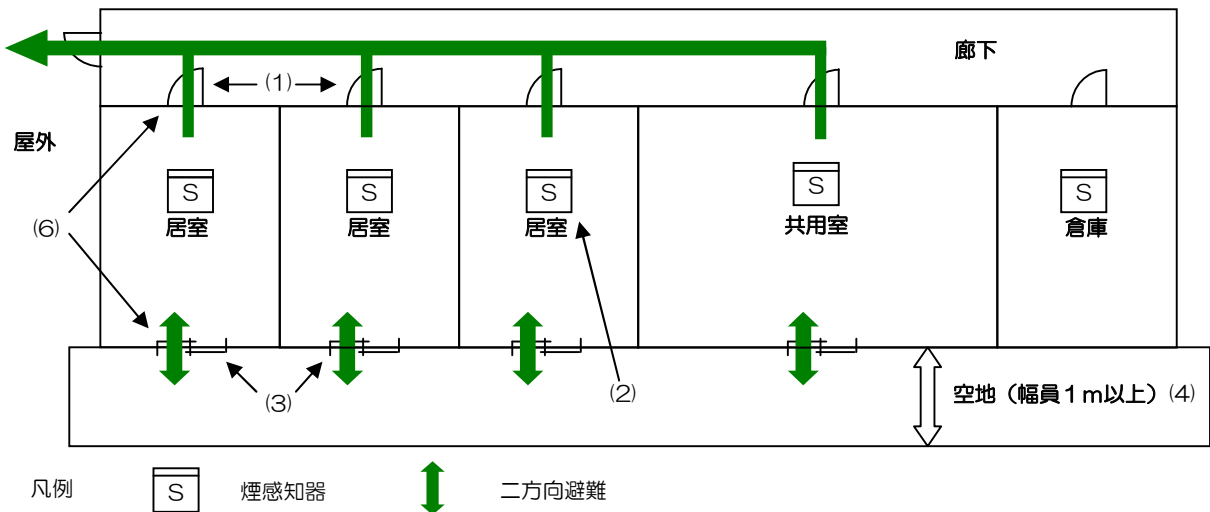
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ  
・地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料  
・その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

凡例



内装制限をしない場合 (施行規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号)

- (1) 居室を壁、柱、床及び天井で区画し、出入口に戸 (随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。) を設けたもの
- (2) 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。
- (3) 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。
- (4) (3)の開口部は、道又は道に通ずる幅員 1 m 以上の通路その他の空地に面したものであること。
- (5) (3)の開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げないものであること。
- (6) 入居者等の利用に供する居室から 2 以上の異なる避難経路を確保していること。
- (7) 入居者、入所者又は宿泊者 (入居者等) の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えない。 → 5 ページ参照



凡例 S 煙感知器 二方向避難



特定住戸部分

(規則第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項)

令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物 (5) 項口及び (6) 項口のみ用途に供されるものに限る。) の部分でスプリンクラー設備が必要となるもののうち、(6) 項口の部分の延べ面積が 27.5㎡未満のもの

規則第 12 条の 2 第 1 項に規定するスプリンクラー設備を設置することを要しない構造か。

⇒ 3 ページ参照

はい

いいえ

次ページ イメージ参照

- 1 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- 2 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下 (特定共同住宅等の構造類型を定める件 (平成 17 年消防庁告示第 3 号) 第 4、(4) に定める廊下 (※)) に面していること。
- 3 前 2 の主たる出入口は、防火戸 (廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。) で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
  - (1) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
  - (2) 居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm 以上、1.8m 以上及び 15cm 以下であること。
- 4 壁及び天井 (天井のない場合にあつては、屋根) の室内に面する部分 (廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。) の仕上げを前 2 の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
- 5 前 2 の廊下に通ずる通路は、次に定めるところにより設けたものであること。
  - (1) 居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しないものであること。
  - (2) 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸 (不燃材料で造られたものに限る。) を設けたものであること。
- 6 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 7 特定住戸部分の各住戸の床面積が 100㎡以下であること。

はい

いいえ

令別表第 1 (6) 項口	
(2)	救護施設
(4)	障害児入所施設
	障害者支援施設
(5)	障害者の短期入所施設
	障害者の共同生活援助を行う施設

介助がなければ避難できない者として  
総務省令で定める者を主として入所させるもの。 ⇒ 6 ページ参照

令別表第 1 (6) 項口	
(1)	老人短期入所施設
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	有料老人ホーム
	介護老人保健施設
	老人短期入所事業を行う施設
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	乳児院

設置義務なし

スプリンクラー設備又は特定施設  
水道連結型スプリンクラー設備  
設置義務あり

※特定共同住宅等の構造類型を定める件 (平成 17 年 3 月 25 日 消防庁告示第 3 号)

第 4 開放型特定共同住宅等

(4) 廊下は、次に定めるところによるものであること。

イ すべての階の廊下は、次の (イ) 又は (ロ) に定めるところによること。

(イ) すべての階の廊下は、次の a から d までに定めるところによること。

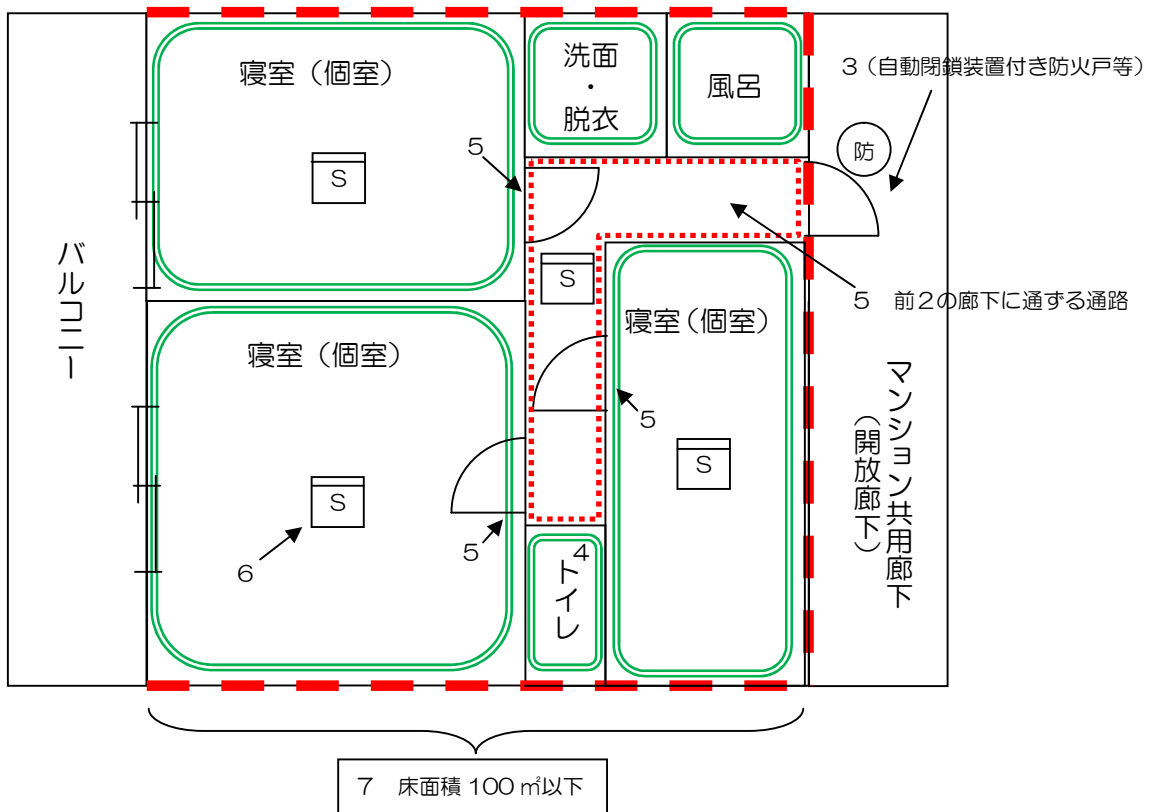
- a 各階の外気に面する部分の面積 (廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。) は、当該階の見付面積の 3 分の 1 を超えていること。
- b 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30cm 以下であること。
- c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m 以上であること。
- d 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあつては、当該壁等の幅を 2m 以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を 1m 以上とすること。

(ロ) 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ (床面からの高さ 1.8m をいう。) まで煙が降下しないこと。

ロ 外気に面しない部分が存する場合にあつては、当該外気に面しない部分の長さは、6m 以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の 4 倍以下であること。

規則第 12 条の 2 第 3 項に規定するスプリンクラー設備を  
設置することを要しない構造イメージ  
(特定住戸部分)

- 1 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- 2 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下（特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4、(4)に定める廊下）に面していること。
- 3 前 2 の主たる出入口は、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
  - (1) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
  - (2) 居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75 cm 以上、1.8m 以上及び 15 cm 以下であること。
- 4 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを前 2 の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
- 5 前 2 の廊下に通ずる通路は、次に定めるところにより設けたものであること。
  - (1) 居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しないものであること。
  - (2) 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸（不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。
- 6 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 7 特定住戸部分の各住戸の床面積が 100㎡以下であること。

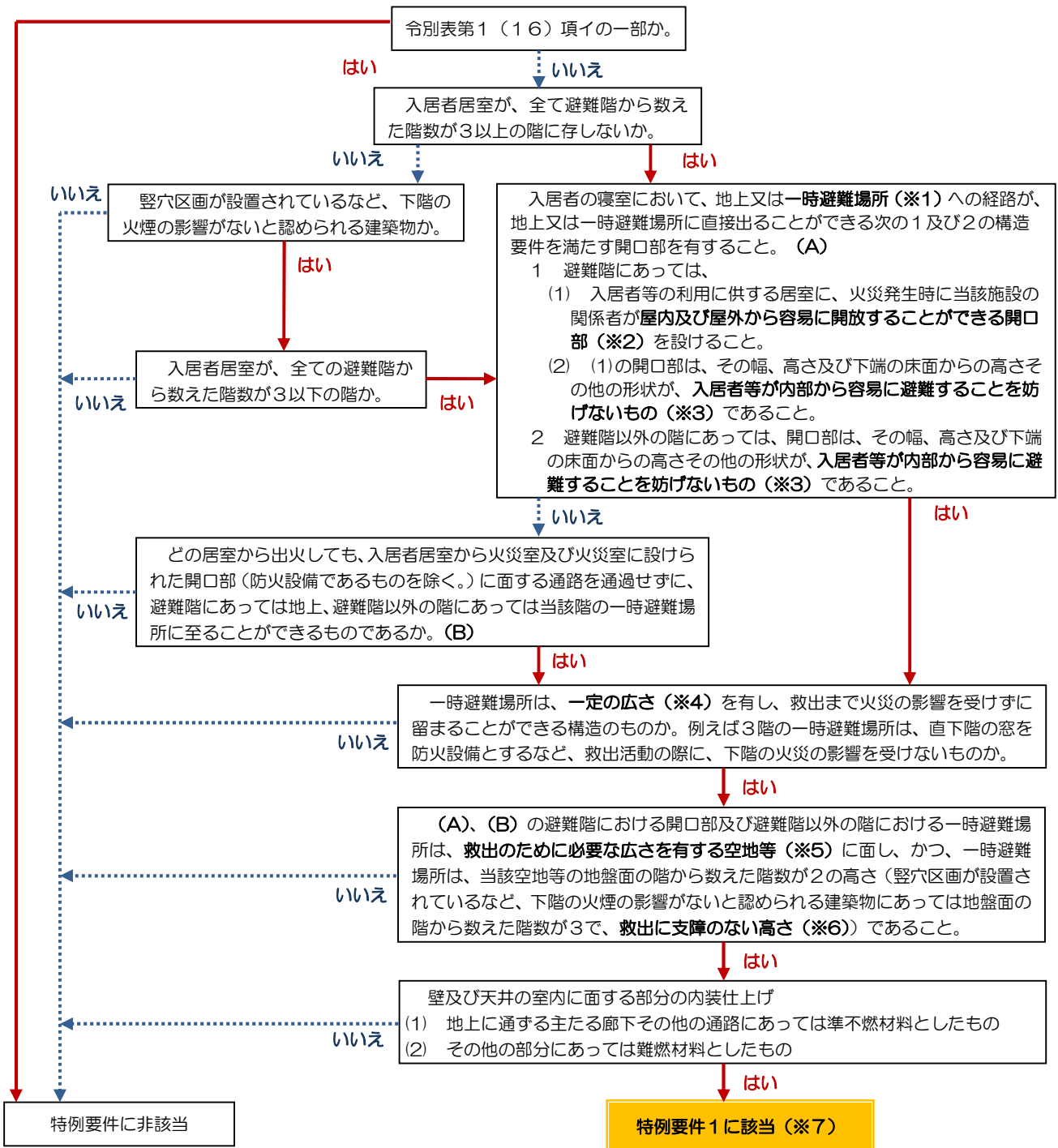


凡例

- |   |       |   |                           |
|---|-------|---|---------------------------|
|  | 準耐火構造 |  | 煙感知器                      |
|  | 準不燃材料 |  | 自動閉鎖装置付き防火戸等（防火シャッターを除く。） |
|  | 難燃材料  |   |                           |

特例要件 1

入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室に防火区画をすることを要しない特例



注釈については、特例要件1及び特例要件2共通

- ※1 外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段、陸屋根又はこれに類するもので、手すり等の下端から上端までの高さが1.2メートル以下のものをいいます。
- ※2 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠するものをいいます。
- ※3 「掃き出し窓」を想定しているものですが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものです。
- ※4 一の一時避難場所につき最低2平方メートル以上であり、一時避難場所に面する開口部から50センチメートル以内の部分を含まず、有効幅員80センチメートル以上、かつ、一人に対し2平方メートル以上とし、一人を追加することに2平方メートルを加算して得た広さ以上のものをいいます。
- ※5 道又は道に通じる有効幅員(バルコニー先端から隣地境界線又は道路境界線までの距離)が2メートル以上の空地をいうものです。
- ※6 地盤面から一時避難場所となるバルコニー等の手すり上端までの高さが8メートル以下のものをいいます。
- ※7 「特例基準適用申請書」を2部用意し、確認申請提出先の所轄の消防署等に提出して下さい。

特例要件2

入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃とすることを要しない特例

※1～5については、前頁参照

